

計	画	年	度
平	成	2 3 年	~ 平 成 3 2 年 度

滋賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

平成24年3月
滋 賀 県

第1 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備計画に関する基本方針

第2 産業動物分野および公務員分野の獣医療を提供する地域区分

第3 産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標
- 2 獣医師の確保対策

第4 産業動物分野および公務員分野における診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設および主要な診療機器の整備状況
- 2 診療施設・機器の整備に関する目標

第5 産業動物分野および公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携

- 1 事前対応型の家畜防疫体制の充実・強化
- 2 予防衛生を中心とした衛生管理対策の強化
- 3 診療施設・診療機器の効率的な利用
- 4 獣医療情報の提供システムの整備
- 5 研究機関との連携促進

第6 獣医療に関する技術の向上

- 1 産業動物分野
- 2 公務員分野
- 3 小動物分野
- 4 生涯教育

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

- 1 適切な獣医療提供のための監視指導ならびに獣医療水準の把握
- 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
- 3 その他

第1 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備計画に関する基本方針

本県の獣医療は、鳥獣の診療や衛生指導等を通じた動物の保健衛生の向上、さらに野生鳥獣の保護や公衆衛生の向上、また「近江牛」の生産振興をはじめとする畜産業の発展に大きな役割を担っています。しかしながら、近年、獣医療を取り巻く状況は、大きく変化しています。

産業動物分野の獣医療においては、消費者の健康志向により、安全で良質な畜産物の安定供給に対する県民の関心が高まっています。このような中で、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など、地域経済に重大な影響を及ぼす家畜伝染病が国内外で発生しています。琵琶湖をかかえる本県としては、高病原性鳥インフルエンザの感染源として危惧される琵琶湖周辺の水鳥等に対する監視の強化など、事前対応型の家畜防疫体制の充実・強化が求められています。そのため、家畜伝染病予防法の改正に伴う新しい飼養衛生管理基準の遵守など、市町・畜産関係団体および生産者と組織的に機能する体制の確立が急務となっています。このような食の安全の確保を図り、畜産業の振興を図るために、産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師の安定的な確保が不可欠です。

一方、小動物分野の獣医療においては、小動物の飼育世帯数が増加している中で、人獣共通感染症対策の観点も含め、良質で高度な獣医療の提供や適切な飼育の指導、動物愛護の啓発のみならず、野生動物診療など自然環境保全につながる活動も求められています。

獣医師の果たすべき役割が高まる中、本県としては、獣医療への県民ニーズに応えるため、獣医師の確保や獣医療関連施設の機能連携、獣医療に関する技術の向上など、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図ります。

第2 産業動物分野および公務員分野の獣医療を提供する地域区分

本県は県中央、北東から南西に約60キロに渡り琵琶湖が広がっており、その東西に位置する東近江地域・甲賀地域ならびに湖西地域を中心に畜産が営まれています。このため、産業動物における獣医療を提供する体制を整備するための地域区分は、現在の家畜保健衛生所の所管区分（本所、北西部支所）とします。また、社会情勢の変化により、新たに地域区分を設定する必要がある場合には、地域獣医療の公益性・公平性が保たれるよう、家畜飼養頭羽数¹や地域社会のニーズを十分に考慮し、見直しを行います。

表1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

家畜保健衛生所	農業農村振興事務所	市町
本所	大津・南部地域	草津市、守山市、栗東市、野洲市
	甲賀地域	甲賀市、湖南市
	東近江地域	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
	湖東地域	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	湖北地域	米原市
北西部支所	大津・南部地域	大津市
	湖北地域	長浜市
	高島地域	高島市

¹本県における家畜の飼養頭羽数

(単位：頭・羽数)

畜種		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	馬
飼養頭羽数	全県	4,096	17,566	8,074	580,905	128,827	2,576
	本所	3,383	14,587	7,864	492,708	125,162	2,519
	大津・南部地域	-	194	-	5,083	1,200	2,026
	甲賀地域	917	1,149	-	182,389	72,577	343
	東近江地域	2,191	12,956	7,864	237,182	51,285	139
	湖東地域	223	228	-	11,000	100	10
	湖北地域	52	60	-	57,054	-	1
	北西部支所	713	2,979	210	88,197	3,665	57
	大津・南部地域	46	11	50	31,247	1,250	13
	湖北地域	30	125	-	850	315	44
高島地域	637	2,843	160	56,100	2,100	-	

(注) 飼養頭羽数は、平成23年家畜飼養頭羽数調査(H23.2.1現在、滋賀県調べ)。馬には、競走馬を含む。

第3 産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師は、安全で良質な畜産物の安定供給や口蹄疫等の家畜伝染病の侵入に対する危機管理対策に迅速かつ的確に対応することが求められています。

本県においては、「しがの農業・水産業新戦略プラン」および「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書」等に基づき、「近江牛」の生産振興をはじめとする畜産振興施策を推進するとともに、事前対応型の家畜防疫体制の充実・強化を図っていきます。

「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書」で、平成32年度の家畜飼養頭数の目標値は、現在とほぼ同程度であることから、確保すべき獣医師の数は、現在の水準を維持する必要があります。家畜伝染病予防法で求められる家畜防疫や家畜診療業務等を適切に遂行できるよう、家畜防疫員²の数、家畜飼養頭数の推移³、悪性伝染病・家畜疾病の発生状況、退職者数を考慮し、適切かつ継続的な人員の確保に努めていきます。

表2 産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師数

	現在 (平成23年4月)	目標 (平成32年度)	確保すべき人数 (平成32年度までの 退職予定者数)
産業動物分野	22	22	10
本所	18	18	9
北西部支所	4	4	1
公務員分野	82	82	26
農政水産部局	44	44	13
健康福祉部局	38	38	13

注) 数値は、馬事関係診療獣医師を除く(大家畜のみ)

² 家畜防疫員

家畜伝染病予防法第53条に基づき、都道府県知事が当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する。都道府県知事は、獣医師を職員として採用することにより、必要となる家畜防疫員を確保するよう努めなければならないとされている。

近年、家畜伝染病の大規模発生に伴い、最前線で防疫措置を行う家畜防疫員の不足が問題になっている。本県においては、農政水産部局44名、健康福祉部局25名の獣医師職員が家畜防疫員として任命されている(平成23年4月現在)が、大規模農場での発生や複数農場での発生に対しては、現状の家畜防疫員では対応に限界があり、適切かつ継続的な人員の確保が重要である。

2 獣医師の確保対策

(1) 獣医学生に対する就業支援

獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等の理解を深めるよう、農業共済組合連合会家畜診療所や県機関（家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等）において、臨床実習や研修の受入れを積極的に継続していきます。

また、獣医系大学等と連携を強め、産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政への理解につながるよう、必要な情報の提供を行います。さらに、就業誘導のための説明会を開催するとともに、獣医学生に対して、修学資金等⁴について紹介し、産業動物獣医師としての就業をサポートします。

(2) 人材確保対策

公務員獣医師の確保のため、獣医系大学等への獣医師採用受験案内の送付、採用試験の複数回実施などに努めていきます。また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、疑似患畜等の殺処分や疫学調査、消毒など初動防疫活動に緊急的に対応するため、民間の獣医師や退職した獣医師を含めた人材情報の提供を行います。

(3) 就業環境の改善

近年、女性獣医師の占める割合が高くなっており、この傾向は今後も続くことが予想されることから、出産や育児期間中の休暇・休業に応じた支援を行うため、獣医師会による「獣医師退職者データベース」の活用とともに、「滋賀県育児休業代替任期付職員登録制度」を充実し、専門性の高い代替職員供給体制を構築し、女性が積極的に活躍できる環境づくりを推進します。

³ 本県における家畜飼養頭羽数の推移

（単位：頭・羽数）

家畜	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成32年度
乳用牛	5,970	4,929	4,096	3,300
肉用牛	17,269	17,483	17,566	19,600
豚	9,689	10,590	8,074	8,000
鶏	986,209	926,130	709,732	700,000

（注）資料は、農林水産省畜産統計による。平成32年度の飼養頭羽数は、「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書」に基づき設定。

⁴ 獣医師養成確保修学資金貸与事業

- ・地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合などに勤務し、産業動物獣医師（家畜保健衛生所等も含む）を希望する獣医学生に対し、修学資金を貸し付ける制度。
- ・修学資金の貸与額は月額10万円（私立大学の場合は月額12万円）以内。貸付期間の1.5倍の期間、産業動物獣医師として従事すれば返還が免除。

第4 産業動物分野および公務員分野における診療施設の整備に関する目標

1 診療施設および主要な診療機器の整備状況

(1) 開設主体別の診療施設

診療施設数は、16カ所です。開設主体別にみると、滋賀県が4カ所、市町が1カ所、農業共済組合連合会が2カ所、農業協同組合が1カ所、法人が1カ所、個人が施設7カ所となっています。

表3 開設主体別の診療施設の現状

(平成23年4月現在)

	全体	滋賀県	市町	農業共済 組合連合会	農業協同 組合	法人等 団体	個人
全 県	16	4	1	2	1	1	7
本 所	12	3	0	1	1	0	7
北西部支所	4	1	1	1	0	1	0

(2) 主要な診療機器等

整備されている主な診療機器は、検体成分分析装置（血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、分光光度計等）や、免疫・DNA診断装置（安全キャビネット、PCR装置等）、受精卵移植関係（プログラムフリーザー等）などとなっています。

2 診療施設・機器の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所においては、畜産農家の飼養規模の拡大や、高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫などの家畜伝染病の発生予防等に対応するため、生産農場への衛生管理技術等の情報提供や飼養衛生管理基準の遵守について指導・助言を行うなど、事前対応型の家畜防疫体制の確立を図ります。

このため、家畜飼養頭羽数の推移や家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、病性鑑定機能および農場のサーベランス機能強化のため、必要な診療施設・機器等を計画的に整備します。また、整備された機器を活用して得られたデータは、産業動物の診療等のために積極的に提供します。

(2) 農業共済組合連合会や個人の開業診療施設が行う家畜疾病の診断・診療技術の向上のために必要な施設・機器等の整備については、家畜疾病の発生状況や検査手法の高度化に応じ、制度資金の活用を含め適宜、助言・支援を行います。

第5 産業動物分野および公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携

1 事前対応型の家畜防疫体制の充実・強化

家畜保健衛生所は、地域防疫の拠点機関として、県関係部局、市町、農業共済組合連合会、農業協同組合、獣医師会、畜産関係団体および生産者と連携し、組織的に機能するよう事前対応型の家畜防疫体制の充実・強化確立を図ります。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の発生時に備え、「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアル」および「滋賀県口蹄疫防疫対応マニュアル」に基づき、疑似患畜等の殺処分・焼埋却、消毒など初動防疫活動が迅速に実施されるよう、防疫演習等を定期的を実施します。

また、家畜保健衛生所は常時、初動防疫活動に必要な消毒薬、資材等を備蓄します。

- (2) 国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策に関する情報は、県関係部局、市町、畜産関係団体および生産者等に対し、迅速に提供し、家畜防疫に対する意識を高めていきます。
- (3) 家畜伝染病予防法改正に伴い家畜の所有者に新たに義務付けられた飼養衛生管理基準等の遵守事項について、県関係部局、市町、畜産関係団体と連携し、生産者等に周知するとともに指導・助言を行います。

2 予防衛生を中心とした衛生管理対策の強化

- (1) 生産農場における衛生管理技術を提供するとともに、農業協同組合や関係団体と協力し、農場H A C C Pの導入・普及を推進します。
- (2) 家畜伝染病の発生防止や慢性疾病の低減を図るため、農業共済組合連合会や開業獣医師等と協力し、病性鑑定や疫学調査などサーベランス体制を強化します。

3 診療施設・診療機器の効率的な利用

産業動物の獣医療に携わる機関・団体に対し、それぞれが整備している診療施設・機器の相互利用や、機能分担・業務連携の強化を促進します。

4 獣医療情報の提供システムの整備

産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、個人情報に対する十分な配慮のもと、研究会の開催やデータベース化など相互に利用しやすい体制の整備を推進します。

5 研究機関との連携促進

生産農場での衛生管理技術や家畜伝染病の予防・まん延防止にかかる技術開発など、新たな獣医療に係る研究のため、近畿ブロック病性鑑定ネットワーク協議会に積極的に参加し、獣医系ならびに自然科学系大学や民間研究機関との連携を促進します。

第6 獣医療に関する技術の向上

1 産業動物分野

- (1) 産業動物獣医師に対し、獣医師会等と連携し、獣医療に関する法令、食の安全等に関する知識・技術を習得する機会を増やします。
- (2) 農業共済組合連合会等が行う、飼養管理・経営等に関する幅広い指導に取り組む管理獣医師等の養成に対し、獣医師会や獣医系大学と連携し、職員の研修会への参加や技術研修会の開催等を支援します。

2 公務員分野

- (1) 国等が主催する家畜衛生や公衆衛生、畜産関係分野等に関する講習会へ参加し、研修会等を通じて、獣医療関係者や生産者への知識・技術の普及を図ります。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、炭そ、豚コレラなど重要な家畜伝染病の発生に的確に対応するため、家畜保健衛生所職員や家畜防疫員を対象に、技術研修会を開催します。
- (3) 獣医系大学や国の研究機関等との共同研究などに積極的に取り組むとともに、家畜保健衛生業績に関する発表会の開催等を通じて、継続的な情報発信に努めます。

3 小動物分野

- (1) 診療に携わる獣医師に対し、獣医師会と連携し、小動物の飼育者に対するインフォームド・コンセント⁵の徹底ならびに獣医療に関する法令の遵守を周知する機会を増やします。
- (2) また、より専門性が高く、適切な獣医療を提供するための体制の整備を図るため、獣医師会と連携し、獣医療相談窓口の機能充実を図ります。

4 生涯教育

診療に携わる獣医師が、獣医療技術や家畜伝染病、公衆衛生等に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、獣医師会や獣医系大学等が開催する各種研修・講習会、学会への参加を促進します。

⁵ インフォームド・コンセント

正確な情報に基づいて、自己の責任で検査や治療などの医療行為を選択するという概念。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

1 適切な獣医療提供のための監視指導ならびに獣医療水準の把握

- (1) 獣医師のコンプライアンスの徹底や食料のリスク管理等に関する社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導體制の強化を図ります。
- (2) 獣医療の各分野において、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任、生産者等から期待される獣医療の水準などの把握に努めます。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

- (1) 産業動物分野においては、獣医師会や畜産関係団体等と連携しながら、生産者に対し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守⁶や、ワクチン接種などの自衛防疫⁷、食品の安全確保等に関する知識の普及啓発を図ります。
- (2) 小動物分野においては、「滋賀県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進するため、獣医師会と連携しながら、小動物の飼育者に対し、小動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行います。

3 その他

獣医療や食品の安全に対する県民の信頼を高めるため、獣医療に関わる機関・団体と協力し、ホームページや広報誌など広報媒体を通じ、獣医療の果たす役割に関する県民への理解を醸成します。

⁶ 飼養衛生管理基準の遵守

農林水産大臣が、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき最低限の規準として定めている。家畜の所有者に基準の遵守を義務付け、遵守しない所有者に対しては、指導・助言・勧告・命令の行政指導を行う。

⁷ 自衛防疫

自衛防疫とは、家畜伝染病の発生防止のため、家畜の生産者や関係団体等が、その経済活動の一環として、また、社会的責務から自ら行うべきものであり、国や県、市町は、自衛防疫を推進する立場にある。